令和３年度地方税制改正(案)について

総　務　省

令和3年度税制改正の大綱（令和2年12月21日閣議決定）のうち、地方税関係（概要）は以下のとおり。

１　固定資産税等

◎　固定資産税（土地）の負担調整措置

○　宅地等及び農地の負担調整措置について、令和３年度から令和５年度までの間、据置年度において価格の下落修正を行う措置並びに商業地等に係る条例減額制度及び税負担急増土地に係る条例減額制度を含め、現行の負担調整措置の仕組みを継続。

○　その上で、新型コロナウイルス感染症により社会経済活動や国民生活全般を取り巻く環境が大きく変化したことを踏まえ、納税者の負担感に配慮する観点から、令和３年度に限り、負担調整措置等により税額が増加する土地について、前年度の税額に据え置く特別な措置を講ずる。

※　都市計画税も同様。

◎　不動産取得税の特例税率等

○　住宅及び土地に係る税率の特例措置（４％→３％）を３年延長。

○　宅地評価土地に係る課税標準の特例措置（２分の１）を３年延長。

２　車体課税

◎　環境性能割の税率区分の見直し　〔別紙参照〕

○　軽減対象車の割合を現行と同水準としつつ、新たな 2030 年度燃費基準の下で税率区分を見直す。クリーンディーゼル車については、構造要件による非課税の対象から除外した上で、２年間の激変緩和措置を講ずる。

◎　環境性能割の臨時的軽減の延長

○　環境性能割の税率を１％分軽減する臨時的軽減について、適用期限を９か月延長し、令和３年 12 月 31 日までに取得したものを対象とする。

○　この措置による減収については、全額国費で補填する。

◎　グリーン化特例（軽課）の見直し　〔別紙参照〕

○　グリーン化特例（軽課）は、重点化等を行った上で２年間延長する。

３　個人住民税

◎　住宅ローン控除

○　今回の所得税における措置(控除期間を 13 年間とする特例の適用期限の延長等）の対象者についても、適用年の各年において、所得税額から控除しきれない額を、現行制度と同じ控除限度額の範囲内で個人住民税額から控除する。

○　この措置による減収については、全額国費で補塡する。

４　納税環境整備

◎　地方税共通納税システムの対象税目の拡大

○　地方税共通納税システムの対象税目について、固定資産税、都市計画税、自動車税種別割及び軽自動車税種別割を追加し、eLTAX（地方税のオンライン手続のためのシステム）を通じた電子納付を可能とする。

◎　個人住民税の特別徴収税額通知の電子化

○　特別徴収税額通知（納税義務者用）について、特別徴収義務者が求めた場合、市町村は、eLTAX 及び特別徴収義務者を経由して電子的に送付するものとする。

◎　その他

○　軽自動車税関係手続について、国の関連システムの更改時期（令和５年１月予定）にオンライン化を実現

○　地方税関係書類について、原則、押印を不要とする見直し

○　国税の制度に準じ、納税者等が地方税等の納付を委託する制度を整備

５　主な税負担軽減措置

○　浸水被害対策のために整備される雨水貯留浸透施設に係る課税標準の特例措置を創設（固定資産税）

○　利水ダムに整備される治水のための放流施設に係る非課税措置を創設（固定資産税）　※国有資産等所在市町村交付金についても交付対象から除外

○　市町村自転車活用推進計画に基づき設置したシェアサイクルポートに係る課税標準の特例措置を創設（固定資産税）

○　駅のバリアフリー化により取得した償却資産等に係る課税標準の特例措置について、対象駅を拡充した上、２年延長（固定資産税、都市計画税）

○　市町村計画に基づく災害ハザードエリアからの移転により取得した不動産に係る課税標準の特例措置を創設（不動産取得税）

６　航空機燃料譲与税

○　令和３年度に限り、航空機燃料税の税率が引き下げられることに伴い、航空機燃料譲与税の譲与割合を引き上げる等所要の措置を講ずる。

	現行	改正案
航空機燃料税率	18,000 円/kl	9,000 円/kl
譲与割合	９分の２	９分の４
地方分	4,000 円/kl	4,000 円/kl

別　紙

【自動車税・軽自動車税の環境性能割の税率区分の見直し】

自家用乗用車

〔現行〕（令和元、２年度）

		登録車	軽自動車
電気自動車 燃料電池自動車 天然ガス自動車 プラグインハイブリッド車 クリーンディーゼル車		非課税	非課税
ガソリン車・ハイブリッド車・LPG車	2020年度基準＋20%達成	非課税	
	2020年度基準＋10%達成	１%	
	2020年度基準達成	２%	１%
上記以外		３%	２%

〔改正案〕（令和３、４年度）

		登録車	軽自動車
電気自動車 燃料電池自動車 天然ガス自動車 プラグインハイブリッド車		非課税	非課税
ガソリン車・ハイブリッド車・LPG車・クリーンディーゼル車	2030年度基準85%達成	非課税	
	2030年度基準75%達成	１%	
	2030年度基準60%達成	２%	１%
上記以外 又は2020年度基準未達成車		３%	２%

注　現行・改正案のいずれも、上記に加え、一定の排ガス性能を要求。

※　営業用乗用車についても、自家用乗用車に準じて税率区分の見直しを行う。
※　バス・トラックについても、それぞれの燃費基準に応じた税率区分の見直しを行う。

（参考）環境性能割におけるクリーンディーゼル車の経過措置

	令和3年4月から令和4年3月まで	令和4年4月から令和5年3月まで
2030年度基準60%以上達成車	非課税	非課税
上記以外 又は2020年度基準未達成車	非課税	3%

【自動車税・軽自動車税の種別割のグリーン化特例（軽課）の見直し】

自家用乗用車

〔現行〕
軽課期間：平成 31 年４月１日～令和３年３月 31 日
軽課年度：取得の翌年度のみ

区　分	軽減率	
	自動車税種別割	軽自動車税種別割
電気自動車 燃料電池自動車 プラグインハイブリッド車 天然ガス自動車 クリーンディーゼル車	75%軽減	75%軽減
2020年度基準＋30%達成		50%軽減
2020年度基準＋10%達成	50%軽減	25%軽減

〔改正案〕
軽課期間：令和３年４月１日～令和５年３月 31 日
軽課年度：取得の翌年度分のみ

区　分	軽減率	
	自動車税種別割	軽自動車税種別割
電気自動車 燃料電池自動車 プラグインハイブリッド車 天然ガス自動車	75%軽減	75%軽減

グリーン化特例（軽課）の対象外とすることについて令和元年度税制改正で法制化済

注　現行・改正案のいずれも、上記に加え、一定の排ガス性能を要求。

※　営業用乗用車・軽貨物車についても、重点化及び基準の切り替えを行った上で、２年間延長する。